

1 北海道電力株式会社

2 「(仮称) 島牧豊岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」

3 一答申文(案) たたき台一

4  
5 本事業は、島牧郡島牧村及び寿都郡寿都町の約2,239haを事業実施想定区域として、全高  
6 最大180m程度、ローター直径最大140m程度に及ぶ最大40基程度の風力発電機による最大出力  
7 172,000kW程度の風力発電所を設置する計画である。

8 事業実施想定区域及びその周辺には、保護林や自然度の高い植生、保安林といった重要な  
9 自然環境のまとまりの場が存在しており、特に、保護林は全域が事業実施想定区域と重複し  
10 ている。また、同区域及びその周辺にはクマタカやハチクマなどの希少鳥類の生息情報があ  
11 るほか、住宅や福祉施設等が存在している。さらに、同区域には山地災害危険地区等が存在  
12 しており、同区域及びその周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発  
13 電事業が複数存在している。

14 以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項  
15 に的確に対応すること。

16  
17 1 総括的事項

18 (1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種を検討に当  
19 たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精  
20 通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響につい  
21 て適切な方法により調査を行い、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結  
22 果を事業計画に反映させること。

23 なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは  
24 回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模  
25 の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減するこ  
26 と。

27  
28 (2) 本配慮書では、風況や道路整備状況、法令等の制約を受ける範囲、環境保全上留意が  
29 必要な場所等を確認し事業実施想定区域を設定したとしているが、その検討過程の説明  
30 が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書では、その検討過程につい  
31 て分かりやすく記載すること。

32 また、同区域には山地災害危険地区等が含まれていることから、土砂流出の防止にも  
33 配慮すること。

34  
35 (3) 事業実施想定区域及びその周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である  
36 風力発電事業が複数あることから、必要な情報を入手し、累積的な影響が生じるおそれ  
37 のある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評  
38 価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

39 (4) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町村、関係機関、住民等へ  
40 の積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

41

42 (5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点  
43 からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の  
44 継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向  
45 上に努めること。

46

## 47 2 個別的事項

### 48 (1) 騒音及び風車の影

49 事業実施想定区域及びその周辺には住宅や福祉施設等が存在しており、これらに対す  
50 る騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法  
51 により調査、予測及び評価を実施し、風車と住宅等の離隔をとることなどにより、影響  
52 を回避又は十分に低減すること。

53

### 54 (2) 水質

55 本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していない  
56 が、事業実施想定区域には、島牧村及び寿都町の水道水源の集水域があるほか、農業用  
57 水としての利用がある河川が存在することから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入など  
58 による影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、  
59 その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水質への影響を特に配慮しなければ  
60 ならない区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に  
61 低減すること。

62

### 63 (3) 動物

64 ア 事業実施想定区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリング等によりクマタカやハ  
65 チクマなどの希少な鳥類の生息のほか、ノスリ等の渡り、希少なコウモリ類の生息に  
66 関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、  
67 これらの動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バ  
68 ードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法  
69 により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどによ  
70 り、影響を回避又は十分に低減すること。

71 イ 動物相については、哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの  
72 助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により  
73 予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分  
74 に低減すること。

75

76

77 (4) 植物及び生態系

78 ア 事業実施想定区域には、保護林のほか、植生自然度の高いチシマザサーブナ群集  
79 (IV) や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風  
80 車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けるこ  
81 となどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

82 特に、全域が事業実施想定区域と重複している寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護  
83 林は重大な影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、その結果を踏まえ専  
84 門家等からの助言を得ながら、同保護林及びその周囲を改変区域から除外することを  
85 含めて対象事業実施区域を検討すること。

86 イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要  
87 な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けるこ  
88 となどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

89 ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種  
90 等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調  
91 査、予測及び評価を実施し、注目種やその餌資源の好適な生息地又は生育地の改変を  
92 避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

93

94 (5) 景観

95 ア 本配慮書では、主要な眺望点については関係自治体へのヒアリングなどにより選定  
96 しているが、ヒアリング対象を広げるなどにより、他に選定すべき眺望点がないか改  
97 めて検討すること。特に、事業実施想定区域周辺に狩場茂津多道立自然公園が存在す  
98 ることから、他に主要な眺望点がないか改めて確認すること。その上で、適切な方法  
99 により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなど  
100 により、影響を回避又は十分に低減すること。

101 イ 事業実施想定区域には、景観資源である泊一弁慶岬段丘が含まれており、事業によ  
102 る改変により直接的な影響を受ける可能性がある。また、風力発電機の設置想定範囲  
103 内に主要な眺望点として存在する歌島高原からは、風車の垂直見込角が極めて大きく  
104 なるほか、主要な眺望方向が全方位にわたる可能性があることから、眺望景観に重大  
105 な影響を及ぼすおそれがある。

106 このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を  
107 実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分  
108 に低減すること。

109

110 (6) 人と自然との触れ合いの活動の場

111 事業実施想定区域には、歌島高原が含まれ、パラグライダー等のスカイスポーツも実  
112 施されていることから、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性があるほ  
113 か、本事業の実施に伴う騒音、風車の影等により、人と自然との触れ合いの活動の場  
114 に対する重大な影響が懸念される。このため、これらの影響について適切な方法により調

115 査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影  
116 響を回避又は十分に低減すること。